

核融合科学研究所図書室利用規則

制 定 平成 6 年 6 月 7 日 規則第 4 号
最終改正 平成 3 0 年 6 月 5 日

(趣旨)

第 1 条 核融合科学研究所図書室規則（平成 2 7 年 2 6 核研規則第 2 号）第 4 条の規定により、図書室の利用に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(図書資料)

第 2 条 図書室備付けの図書資料は、次のとおりとする。

- (1) 一般図書
- (2) 参考図書
- (3) 学術雑誌
- (4) 研究レポート
- (5) マイクロ資料
- (6) その他視聴覚資料等

(利用資格)

第 3 条 図書室を利用することのできる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 職員
- (2) 大学共同利用機関法人自然科学研究機構来訪研究員規程第 2 条に規定する研究員
- (3) 研究所で受け入れている大学院学生
- (4) 名誉教授
- (5) 研究所内で業務に従事する派遣労働者、請負労働者
- (6) 調査研究のために図書室で所蔵している資料を必要とする者

(利用時間等)

第 4 条 図書室は終日利用可能とする。ただし、前条第 6 号に規定する者の利用時間及び窓口業務を行う時間は、次の各号に掲げる日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- (3) 年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで）

(閉室)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、図書室長が必要と認めたときは、閉室することができる。

(閲覧)

第 6 条 図書資料を閲覧しようとする者は、所定の手続を経て、所定の場所で閲覧しなければならない。

2 図書室長は、利用者の閲覧に供するため、図書資料の目録を作成し図書室に備え付けるものとする。

3 次の各号に掲げる場合は、閲覧を制限することができる。

- (1) 図書資料に「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分
- (2) 図書資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は独立行政法人等情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間
- (3) 図書資料の原本を利用させることにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生じる恐れがある場合又は図書室において当該原本が現に使用されている場合（貸出しの対象者、期間、手続等）

第7条 図書資料の貸出しを受けることのできる者は、第3条第1号から第5号に規定する者及び図書室長が許可した者とする。

2 貸出しによる図書資料の帯出期間は、次のとおりとする。ただし、研究又は教育上必要のため、図書資料を長期にわたって貸し出す場合の取扱いは、別に定めるものとする。

一般図書 1月以内

学術雑誌 1週間以内

研究レポート 1週間以内

マイクロ資料 1月以内

その他視聴覚資料等 1月以内（ただし、CD、DVD、BD等は2週間以内）

3 図書資料の貸出しを受けようとする者は、所定の手続を経なければならない。

4 貸出期間を超えて引続き貸出しを受けようとする者は、他に貸出しを受けようとする者がいない場合に限り、期間更新の手続をとることができる。

（貸出しの停止）

第8条 図書室長は、貸出しを受けた者が図書資料の返却を遅滞したときは、その者に対し、貸出しを停止することができる。

（転貸の禁止）

第9条 貸出しを受けた者は、その図書を他の者に転貸してはならない。

（臨時の返却）

第10条 図書室長が特に必要と認めたときは、貸出期間中であっても当該図書資料の点検又は返却を求めることがある。

（禁帯出の図書資料）

第11条 次に掲げる図書資料の貸出しは、行わないものとする。ただし、図書室長が特に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 受入後1週間以内の新着図書及び新着雑誌

(2) 参考図書

(3) その他図書室長が指定する図書資料

（文献複写）

第12条 利用者は、研究又は教育の用に供することを目的とする場合に限り、図書

資料の複写を依頼することができる。

2 前項の文献複写に関し必要な事項は、核融合科学研究所文献複写規則の定めるところによる。

(参考調査)

第13条 利用者は、所定の手続を経て、研究又は教育上参考となる学術文献に係る調査及び学術情報の提供を依頼することができる。

(相互協力)

第14条 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する者は、研究又は教育上必要があるときは、所定の手続を経て、他機関の図書館及び図書資料の利用等を依頼することができる。

2 図書室長は、他機関の図書館から、図書室及び図書資料の利用等について依頼があった場合は、これに応ずることができる。

(機器の利用)

第15条 利用者は、図書室備付けの機器を使用することができる。

(遵守事項)

第16条 利用者は、図書室の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 図書資料、機器又は設備を汚損若しくはき損しないこと。

(2) 静粛を保つこと。

(3) 飲食をしないこと。

(4) 喫煙をしないこと。

(5) その他、他の利用者に迷惑をかける行為をしないこと。

2 前項の規定にかかわらず、図書室が主催するイベント開催時の遵守事項は、別に定めることができる。

(紛失、汚損等)

第17条 利用者は、図書資料又は機器を紛失し、汚損し、若しくはき損したときは、速やかに図書室長に届け出なければならない。

2 図書室長は、前項の届出のうち、故意又は重大な過失があると認めるものについて、その者に対し、賠償を求めることができる。

(利用の制限)

第18条 図書室長は、図書室の規則又は指示に従わない者に対し、利用を制限することができる。

(雑則)

第19条 図書室長は、利用者の閲覧に供するため、この規則を常時図書室に備え付けるものとする。

2 この規則に定めるもののほか、図書室の利用に関し必要な事項は、別に図書室長が定める。

附 則

この規則は、平成6年6月7日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 3 号）

この規則は、平成 9 年 3 月 3 1 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年規則第 1 2 号）

この規則は、平成 9 年 1 0 月 2 9 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年規則第 1 号）

この規則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 3 0 年 6 月 5 日から施行する。